

札幌市要保護児童対策地域協議会設置要綱

平成 20 年 3 月 11 日 子ども未来局長決裁
(最近改正：令和 4 年 6 月 10 日)

(設置)

第 1 条 虐待を受けている子どもをはじめとする児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。)第 25 条の 2 第 2 項に規定する要保護児童若しくは要支援児童及びその保護者又は特定妊婦(以下「支援対象児童等」という。)の早期発見や適切な保護及び支援を図るため、法第 25 条の 2 第 1 項の規定に基づく要保護児童対策地域協議会として、札幌市要保護児童対策地域協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(所管事項)

第 2 条 協議会の所管事項は、次のとおりとする。

- (1) 支援対象児童等の適切な保護を図るために必要な情報の交換を行うこと。
- (2) 支援対象児童等に対する支援の内容に関する協議を行うこと。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、支援対象児童等に対する適切な保護及び支援を図るために必要と認める事項に関すること。

(構成及び会議)

第 3 条 協議会は、別表 1 に掲げる機関等で構成する。

- 2 協議会は、代表者会議を開催する。
- 3 協議会は、各区に協議会の分会として区要保護児童対策地域協議会(以下「区協議会」という。)を置く。
- 4 区協議会は、区代表者会議、実務者会議及び個別ケース検討会議を開催する。

(会長)

第 4 条 協議会に、会長を置く。

- 2 会長は、札幌市子ども未来局児童相談所長をもって充てる。
- 3 会長は、協議会の会務を総理し、協議会を代表する。

(代表者会議)

第 5 条 協議会は、別表 1 に掲げる機関等の代表者等による代表者会議において、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 支援対象児童等の支援に関するシステム全体に関すること。
 - (2) 区協議会からの活動状況の報告及び評価に関すること。
 - (3) その他、代表者会議において必要と認める事項に関すること。
- 2 会長は、代表者会議を進行する。
 - 3 代表者会議は、会長が原則として年 1 回招集するほか、必要に応じて招集することができる。

(区代表者会議)

第 6 条 区協議会は、別表 1 に準じた機関等の代表者等による区代表者会議において、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 区協議会の活動状況の報告及び評価に関すること。
- (2) 実務者会議等の円滑な運営のための環境整備に関すること。

- (3) その他、区代表者会議において必要と認める事項に関する事。
- 2 区会長は、区代表者会議を進行する。
- 3 区代表者会議は、区会長が原則として年1回招集するほか、必要に応じて招集することができる。

(実務者会議)

第7条 区協議会は、別表2に掲げる機関の実務者による実務者会議において、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 以下のケースについて定期的な状況確認、主担当機関の確認、援助方針の見直し等に関する事。
- ア 虐待ケース
- イ 支援対象児童等など実務者会議で必要と認めたケース
- (2) 定例的な情報交換及び個別ケース検討会議で課題となった点の更なる検討に関する事。
- (3) 支援対象児童等の実態把握及び支援を行っている事例の総合的な把握に関する事。
- (4) 支援対象児童等対策を推進するための啓発活動に関する事。
- (5) 活動状況の区代表者会議への報告に関する事。
- (6) その他、実務者会議において必要と認める事項に関する事。
- 2 実務者会議は、区会長が原則として3ヶ月に1回程度招集するほか、必要に応じて招集することができる。

(個別ケース検討会議)

第8条 個別ケース検討会議は、個別の支援対象児童等について具体的な支援内容等を検討する必要がある場合に、子どもに直接関わりを有している又は今後関わりを有する可能性のある担当者及び関係機関等の担当者等で構成する。

- 2 個別ケース検討会議は、次に掲げる事項を協議する。
- (1) 関係機関が現に対応している虐待事例についての危険度や緊急度の判断に関する事。
- (2) 支援対象児童等の状況把握や問題点の確認に関する事。
- (3) 支援の経過報告及びその評価、新たな情報の共有に関する事。
- (4) 援助方針の確立と役割分担の決定及びその認識の共有に関する事。
- (5) 事例の主担当機関とキーパーソン（主たる援助者）の決定に関する事。
- (6) 実際の援助、支援方法、支援スケジュール（支援計画）の検討に関する事。
- (7) その他、個別ケース検討会議において必要と認める事項に関する事。
- 3 個別ケース検討会議は、必要に応じて開催する。
- 4 個別ケース検討会議で調整した支援の内容等は必要に応じて実務者会議に報告するものとする。

(関係者の出席等)

第9条 協議会は、法第25条の3の規定に基づき、関係機関又は関係者に対し、必要に応じて第3条第2項及び第4項に定める会議への出席又は書類の提出等を求めることができる。

(守秘義務)

第10条 協議会の構成員又は構成員であった者、第3条第2項及び第4項に定める会議に出席した者は、法第25条の5の規定に基づき、正当な理由なく協議会を通じて知り得た秘密を漏らしてはならない。

(調整機関)

第11条 法第25条の2第4項の規定に基づく要保護児童対策調整機関は、札幌市子ども未来局児童相談所地域連携課とする。

(細目)

第12条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、会長が別に定める。

2 この要綱に定めるもののほか、区協議会の組織及び運営について必要な事項は、区会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成20年3月11日から施行する。

(札幌市児童虐待予防・防止連絡会議運営要綱の廃止)

2 札幌市児童虐待予防・防止連絡会議運営要綱(平成12年3月28日施行)は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成21年11月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年3月1日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年6月5日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年3月18日から施行する。

附 則
この要綱は、令和2年1月6日から施行する。

附 則
この要綱は、令和3年3月8日から施行する。

附 則
この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則
この要綱は、令和3年5月18日から施行する。

附 則
この要綱は、令和4年6月10日から施行する。

協議会構成関係機関等

興正こども家庭支援センター 羊ヶ丘児童家庭支援センター 札幌南こども家庭支援センター 札幌乳児院児童家庭支援センター はくよう児童家庭支援センター 市内児童養護施設・乳児院 札幌市母子生活支援施設連合会 一般社団法人札幌市私立保育連盟 公益財団法人さっぽろ青少年女性活動協会 札幌市民生委員児童委員協議会（児童家庭福祉部会） 札幌市民生委員児童委員協議会（主任児童委員連絡会） 社会福祉法人札幌市社会福祉協議会 札幌市小児科医会 札幌市精神科医会 札幌市産婦人科医会 一般社団法人札幌歯科医師会 札幌市青少年育成委員会 連絡協議会 一般社団法人札幌市私立幼稚園連合会 札幌市立幼稚園・子ども園長会 札幌市立小学校長会 札幌市立中学校長会 札幌市立高等学校特別支援学校長会 北海道警察本部生活安全部人身安全対策課 札幌弁護士会子どもの権利委員会 札幌法務局人権擁護部 札幌人権擁護委員連合会子ども人権委員会 公益社団法人北海道家庭生活総合カウンセリングセンター 北海道子どもの虐待防止協会 北海道CAPをすすめる会 札幌家庭裁判所 札幌少年鑑別所 札幌市配偶者暴力相談センター 性暴力被害者支援センター北海道 札幌市自立支援協議会子ども部会 その他市長が必要と認める機関等		

札幌市		
保健福祉局	総務部 障がい保健福祉部 子ども発達支援総合センター 保健所	保護自立支援課 精神保健福祉センター 健康企画課
市民文化局	男女共同参画室	男女共同参画課
教育委員会	学校教育部	教育推進課
各区	保健福祉部	
子ども未来局	子どもの権利救済事務局 子育て支援部 児童相談所	子育て支援総合センター

区協議会における実務者会議構成関係機関等

北海道警察札幌方面各署
区保健福祉部保健福祉課
区保健福祉部健康・子ども課
区保健福祉部保護課 保護一課 保護二課 保護三課 保護四課
子ども未来局児童相談所
札幌市小学校長会指導部区代表
札幌市中学校長会指導部区代表
札幌市教育委員会
興正こども家庭支援センター
羊ヶ丘児童家庭支援センター
札幌南こども家庭支援センター
札幌乳児院児童家庭支援センター
はくよう児童家庭支援センター
その他別表1の中で、区会長が必要と認める機関等